

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」等に係る

意見募集に対する意見

2018年2月20日

法務省入国管理局参事官室 殿

ブラジル日本文化福祉協会

ブラジル日本都道府県人会連合会

サンパウロ日伯援護協会

国外就労者情報援護センター

在サンパウロ日系4団体は「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」等に係る意見募集に対し、次の意見を申し上げます。

第1 意見の趣旨

- 1) 在留資格について4世の日系人の在留資格を日系3世と別にするのはなく、同様に取り扱いをいただこうお願い申し上げます。
- 2) 4世の日系人のみならず、5世以降の日系人の在留資格についても配慮を頂きますようお願い申し上げます。
- 3) 新制度導入にあたっては子弟の教育問題へのいっそうの配慮をお願い申し上げます。

第2 意見の理由

- 1) 日系1世は日本国籍を有しているのが通常です。したがって、従来から日本人として日本に入国し、在留することができました。日系2世についても、従来から「日本人の子として出生した者」として在留資格が付与されていました。日系3世については、従来は個別に審査し、「法務大臣が特に在留を認める者」として日本への入国および在留が認められていました。しかし、1990年の入管法改正で定住者の在留資格が創設されて、定住者として日本への入国および在留が認められるようになりました。

この法改正の後、多くの日系3世がいわゆるデカセギとして日本に渡航しました。そして、2007年末には日本に在留する日系ブラジル2世及び日系ブラジル3世の人数は31万7000人に達しました。

入管法が日系3世に定住者としての特別の地位を与えたのを踏まえて、1993年の海外移住審議会意見は、移住者支援において、これまでの移住者本人を対象とした支援にとどまらず、概ね日系3世までを対象とすることが必要且つ適切であるという方針を打ち出しました。これによって、3世までの日系人が移住者支援の対象になりました。しかし、その陰で日系4世は日系人の定義から除外されてしまいました。

2) 日系4世が日系人の定義から除外されているという状況に対して、私たちはこれまでに多くの不満の声を聴いてきました。ある人は単に祖父が日本人であるというだけで、他の親族はすべて他国にルーツを持っているのに日系人としての保護を受けています。これに対してある人は、父方母方いずれの祖父母も日系人で本人は血統的には100%日本にルーツを持っているのに、日系人としての保護を受けられません。こういった不満です。同じ日系人として生活している者の心情としても、日本人の血を引く日系人に定住者の在留資格を認める1990年の入管法改正の趣旨からしても、このような不満が出てくるのは当然のことだと思います。

私たち日系団体にも、徐々に4世あるいは5世の仲間が加わっています。日系社会で生活する上で、3世も4世も何も違うところはありません。しかし、ある人は3世なので日本で生活することが許され、ある人は4世なので日本では生活できないのです。同じ日系人でありながら、同じ日系社会という環境で暮しながら、このような差が生じていることは残念でなりません。

それから、リーマンショックの際に、いわゆるデカセギ子弟が多数ブラジルに帰国したことによって生じた新たな問題もあります。今年1月5日にも、在学中の日系4世の親が帰国した場合に、当該日系4世の告示外定住を認める通達が発出されています（平成28年1月5日付法務省管在第57号）が、リーマンショックが発生した2008年以降、多くの日系4世が、親である日系3世のブラジルへの帰国の影響を受けて、自身もブラジルへの帰国を余儀なくされてきました。彼らは日本で育ったいわば新日系1世とでもいうべき存在です。ポルトガル語ではなく日本語を母語とし、ブラジルの日系人というよりも日本人の文化を身に着けている者が多くいます。しかし、日本に渡航して生活することは許されません。

3) 私たちは、1980年代には、ブラジルの日系社会コミュニティはブラジル社会に吸収されて消滅するのではないかという大きな懸念を持っていました。日系人は他の人たちと同じようにブラジル社会の一員となって、日本との関係は細々としたものになって行かろうと考えていました。数年のうちに、そういったことが起きる可能性があるとも考えていました。

しかし、1980年代の後半から、多くの日系ブラジル人が日本に行くようになって事情は一変しました。1990年の入管法改正によって日系3世が定住者として日本に行くことができるようになって、1991年には8万4千人の日系人がまるで洪水のように日本に押し寄せました。30年の間に60万人近くの人々が日本とブラジルを行き来し、ブラジルの日本文化は再び力強さを取り戻すことになりました。

私たちはブラジルの日系社会コミュニティと日本との間の交流を、今後も継続したいと考えています。日系社会にはすでに、4世と5世が成人として加わっています。2005年には日系6世の誕生が報告されております。全ての世代を合わせると、現在ブラジルにはおよそ190万人の日系人が暮らしていると考えられます。日系社会コミュニティにとって、日系人定義の拡大は、緊急の課題なのです。

4) 私たちは今回の「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件(案)」が4世の日系人に対して、日本とブラジルの文化の懸け橋となる契機となる制度を創設するものと理解しています。しかしながら同時に、その要件が厳しすぎると感じています。

例えば、本改正案の法務省告示別表第十の九号は受入れ枠を定めることを想定しており、参考資料1の「日系4世の更なる受入れについて(案)」によれば年間4000人程度の受入れ枠を想定しています。しかしながら、例えば在日ベトナム人の数だけ数えてもここ2年で10万人以上増加しています。在外同胞である日系人の数に受入れ枠を設ける必要があるとは思えません。後述のように厳しい要件が設けられていることからすれば、受入れ枠が機能するかどうかについては不透明な部分がありますが、私たちは受入れ枠を設ける必要はないと考えています。

また、本改正案の法務省告示別表第十の八号には「基本的な日本語を理解する能力を有していることを試験により証明されていること」と定められ、参考資料1の「日系4世の更なる受入れについて(案)」によれば日本への入国時に求められる日本語能力として日本語能力試験4級程度を想定しています。しかしながら、EPAに基づきインドネシア・フィリピンから来日する看護師、介護福祉士に求められる日本語能力は5級です。しかも、事前に6か月の訪日前日本語研修を受け、その後

に5級に達していれば足りるのです。日本で暮らし、日本を知りたいことを希望する日系4世の若者に、入国前の段階でこれよりも高い水準の日本語能力を要求する必要があるでしょうか。試験においては、会話だけでなく、筆記の能力が要求されます。家庭内で日本語をある程度理解できるようになった4世であっても、日本語教育を受ける機会がなければ日本語能力試験4級の取得は困難です。私たちは入国時の日本語能力要件は撤廃するか、引き下げる必要があると考えています。

さらに、本改正案の法務省告示別表第十の二号には「申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること」と定められています。しかし、日系社会では2005年にすでに6世が誕生していて4世代といっても孫を持つ人もいます。サンパウロ人文科学研究所の「ブラジルに於ける日系人人口調査報告書-1987・1988-」は4世比率を12.95パーセントとしていて、当時の推計人口にこの比率を掛けると最大約15万人の30歳以上の4世が存在することになります。かれらに日本を知ることが全く与えられないということが平等な取扱いであるとは思えません。転職が当たり前に行われているブラジルでは30代の学生も珍しくありません。本制度は県費留学制度を利用して4世が母県で研修を行う際にも有用な制度ですが、本改正案の内容では30歳を超えると利用できなくなってしまいます。年齢制限についても是非とも撤廃をお願いします。

次に本改正案の法務省告示に新設される予定の四三号は本制度による日系4世の在留期限を最大5年とし、別表第一〇の八号は通算して2年を超えて在留する場合に、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていることが求められています。参考資料1によればその能力は日本語能力試験3級程度です。日系四世在留指針案第2の三号ではさらに、通算して3年を超えて在留する場合に日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められているものとするとの要件が設けられています。加えて、参考資料1には家族を帯同しないことということも記載されています。5年もの長期に渡る滞在を想定する制度で家族の帯同が許されなければ、家族の分断が大いに深まることとなります。また、夫と妻とが個別に渡航した場合や、日本で婚姻した場合に、その夫婦の一方のみが、試験の結果によって2年めに帰国せざるを得ない状況になることも考えられます。日本で4世子弟のカップルに子どもが生まれた場合の取り扱いも明らかではありません。私たちは1年を超えるような滞在を許容する場合には、当然に家族が増えることの想定が必要ですし、家族の結合を保護するような配慮がなされるべきだと考えています。したがって、家族の同伴禁止や、在留期間の途中で試験による選別はなされるべきではありません。

5年の期間の満了の後に日本に残ることを希望する4世が引続き日本で暮らすことができるような措置も必要であると思います。5年という長期間母国を離れ、日本で新たな生活の礎を築いた者が本人の希望に関わらずブラジルに帰国させられるとすれば、それは両国関係にとって決して好ましい結果にはなりません。新日系1世というべき4世にとっては、再び自らの母国というべき日本で暮らす機会を得たのに、育った環境からすれば外国であるブラジルに戻らなければならないということにもなります。

加えて、今回の制度は4世の若者に日本を知る機会を与える契機になるという点において意義があることは理解できますが、4世世代に日系人定義を拡大するような意義を有するものとはいえませんし、すでに成人に達した5世世代も多く存在することからすれば、ブラジルの日系社会コミュニティと日本との間の永続的な交流を担保するものでもありません。

5) 上記の点に加え、日系4世の在留が増えれば、中には日本人や他の日系人と婚姻する者が出てくるはずですが、現時点においても取り組んでいただいている事項であります。子弟の教育問題は我々日系社会コミュニティに属する者にとって大きな関心事です。特にポルトガル語と日本語は互いの乖離が大きく、一方の話者が他方の言語を習得することが困難であるからか、米国など他の国の子弟に比べて、日本のブラジル人子弟の社会への適用に問題があることがブラジルにおいてもしばしば取り上げられています。新制度導入にあたっては、いっそう子弟の教育問題への配慮が必要です。

6) 以上のような理由から、私たちとしては4世世代も、5世以降の世代についても、在留資格の上でも3世と同様に取り扱いいただけるような制度を希望し、新制度導入にあたっては子弟の教育問題への一層の配慮をお願い申し上げ、「意見の趣旨」記載のとおり意見を申し上げます。

以上